

入札説明書

(再) 全国障害者スポーツ大会
選手団派遣等事業業務委託

令和6年4月

奈良県福祉医療部障害福祉課

入札説明書

(再) 全国障害者スポーツ大会選手団派遣等事業業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 公告日

令和6年4月19日(金)

2 競争入札に付する事項

(1) 委託名称

(再) 全国障害者スポーツ大会選手団派遣等事業業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

(3) 留意事項

新型コロナウイルス感染症等拡大防止のため、感染状況等を考慮し、全国障害者スポーツ大会選手団派遣等事業の一部若しくは、全プログラムを中止又は延期することがある。この場合、募集手続きの中止や業者決定後の契約締結の取りやめ、契約締結後の契約変更等を行う場合がある。

(4) その他詳細

別紙仕様書のとおり

3 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県福祉医療部障害福祉課 総務・施設係

電話 0742-27-8514

FAX 0742-22-1814

4 入札方法

(1) 入札は、(再) 全国障害者スポーツ大会選手団派遣等事業業務委託の総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100

分の10に相当する額（契約時点の消費税及び地方消費税額）を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札は、入札者（代理人を含む。）による直接投函又は郵便により行います。様式5により入札書を作成してください。

(3) 代理人で入札する場合は、委任状（様式4）を入札前に提出してください。

なお、この場合の入札書には、入札者の住所氏名欄には代理人の住所氏名を記載し、委任状で押印した代理人印を押印してください。

(4) 入札者は、提出した入札書を引き換え、変換し、又は取り消すことはできません。

5 競争入札に参加する者の資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に登録している者にあつては、参加申込書提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でない者であること。

(3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者で、営業種目「Q5 広告・イベント業務」又は「Q7 諸サービス」に登録している者であること。

(4) 公告日から過去5年以内において、国又は地方公共団体(国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。)を契約の相手方として、スポーツイベント業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者であること。

6 競争入札参加資格の確認

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、「5 競争入札に参加する者の資格」の要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。下記の提出期限までに必要書類を提出してください。

また、入札参加者は、入開札の日の前日までの間において、奈良県から提出書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

① 提出書類

ア. 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）

イ. 契約実績確認書（様式2）

② 提出期限

令和6年5月7日（火）午後5時まで

③ 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地（県庁本庁舎3階）

奈良県福祉医療部障害福祉課総務・施設係

電話 0742-27-8514（ダイヤルイン）

FAX 0742-22-1844

④ 提出方法

持参又は郵送

なお、郵送による場合は書留郵便とし、上記の提出期限までに必着のこと。

また、封筒に「（再）全国障害者スポーツ大会選手団派遣等事業業務委託に係る競争入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きしてください。

⑤ 提出部数

各1部

⑥ その他

ア．提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ．提出された書類は、審査に使用する以外無断で他の資料として使用しません。

ウ．提出された書類は返却しません。

（2）審査結果については、令和6年5月10日（金）までにFAXにより通知します。

7 本説明書及び仕様書に関する質問

入札説明会は実施しません。質問書（様式3）は郵送もしくはFAXにて提出してください。口頭での問い合わせには対応しません。

なお、提出された書類等は返却しません。

（1）提出期限及び場所

①提出期限

令和6年4月26日（金） 午後5時まで

②提出場所

6（1）③に同じ

（2）提出方法

郵送もしくはFAXとします。

なお、必ず電話連絡のうえ、回答先となる受信者名、連絡先（電話及びFAX番号）を明記して、提出期限までに到着するようにしてください。（電話連絡がなかったために、当方が受領を確認できなかった場合は、県は一切の責任を負えません。）

期限までに必着のこと。

また、郵送の場合は書留郵便とし、封筒に「(再) 全国障害者スポーツ大会選手団派遣等事業業務委託質問書在中」と朱書きしてください。

- (3) 提出後、内容について疑義照会を行う場合があります。令和6年 月 日()
までに疑義照会に対する回答が無い場合は、その質問に対し回答を行いません。
- (4) 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

①閲覧期間

5月8日(水)～5月14日(火)

②回答方法

競争上の地位その他正当な利益を妨げる恐れのあるものを除き、奈良県福祉医療部障害福祉課のホームページに掲載します。(http://www.pref.nara.jp/1834.htm)

③その他

なお、回答内容に関する再質問は一切受付しません。

8 入札、開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和6年5月15日(水) 14時
- (2) 場所 奈良県庁障害福祉課 相談室(県庁本庁舎3階)
- (3) 入札回数 2回を限度とします。

1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が無い場合は、直ちに再入札(2回目)を行う場合があります。

9 郵便による入札

- (1) 入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「(再) 全国障害者スポーツ大会選手団派遣等事業業務委託に係る入札書」と朱書きして、令和6年5月15日(水)午前10時までに下記「郵便入札提出場所」に到着するようにしてください。

なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再入札(2回目)を行う場合がありますので、入札書は、初度(1回目)の入札に係る入札書と再入札(2回目)に係る入札書の郵便による差し出しを認めるものとします。

「郵便入札宛先」

〒630-8501 奈良市登大路町30番地(県庁本庁舎3階)

奈良県福祉医療部障害福祉課総務・施設係

- (2) 初度入札に係る入札書と共に再入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、初度の入札に係る入札書と再入札に係る入札書(又は再入札辞退書を含む)を別々に封緘し、封書の表面に「(再) 全国障害者スポーツ大会選手団派遣等事業業務委託入札書(初度入札)」又は「(再) 全国障害者スポーツ大会選手団派遣等事業業務委

- 託入札書（再入札）」（又は「再入札辞退）」とそれぞれ朱書きしてください。
- (3) 再入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再入札を辞退したものとします。
 - (4) 封緘された入札書が、初度又は再入札の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再入札に係る入札書が不要となった場合は返送します。
 - (5) 郵便で入札に参加する場合、下記「13 落札者の決定方法（3）」で示す「くじ」に関しては、入札執行事務に関係のない職員が「くじ」を引くこととなります。

10 入札方法に関する事項

- (1) 「6 競争入札参加資格の確認」に基づき、競争入札参加資格の確認を受けた者を入札対象者とします。
- (2) 入札者は、所定の入札書（様式5）を作成し、封をした上（別紙「入札書封筒記載例」参照）、所定の場所及び日時に入札してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、その委任状（様式4）を入札前に提出してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書については、引き替え、変更又は取り消すことができません。

11 入札書について

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額について日本国通貨（アラビア数字で表記すること。）とします。
- (2) 入札は、入札書（様式5）によります。
- (3) 入札書の記載に当たっては、次の点に注意してください。
 - ①本人が入札する場合の印章にあっては奈良県（会計局総務課調達契約係）に届済みのものとします。
 - ②代理人が入札する場合は、当該代理人の記名押印とともに、委任状（様式4）を持参のうえ、提出してください。
- (5) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合、当該訂正部分について入札書に押印したものと同一印を押印しておかなくてはなりません。ただし、入札書記載の価格を加除訂正することはできません。
- (6) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表面に入札者氏名及び「（再）全国障害者スポーツ大会選手団派遣等事業業務委託入札書」と記入してください。また、封筒の裏は代表者印又は委託を受けた者の印（どちらも可）で封印してください。

1 2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わるできません。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 知事の定める入札条件に違反した入札
- (3) 入札に記名押印を欠く入札
代理人で入札に参加する場合は、その代理人の記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (6) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 虚偽の申請を行った者の入札
- (9) 代理人が入札に参加する場合、委任状の提出を欠く入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

1 3 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。なお、1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内での価格の入札がない場合は直ちに再度入札を行う場合があります。ただし、1回目の入札において、無効な入札をした場合は、再度入札に参加することはできません。
- (2) 開札は、入札執行後直ちに入札に参加する者又はその代理人が出席（1社1名）して行うものとします。この場合において、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行うものとします。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (4) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (5) 再度入札で落札者がいない時は、再度入札で最低価格を提示した者と随意契約を行う場合があります。

1 4 契約書作成の要否

- (1) 要否
要します。なお、契約締結に要する費用は、落札者の負担とします。

(2) 落札者は、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第17条第1項の規定に基づき、速やかに契約を締結するものとします。

従って、「15 その他（2）」で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、契約締結までに、それを証明する書類を提出してください。

15 その他

(1) 入札保証金

奈良県契約規則第4条の規定によります。

なお、落札者が落札後、契約を締結しない場合は、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第11条第2項に基づき、入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償請求します。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書きの規定（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者）に該当する場合は、免除します。

契約の相手方は本契約に違反して契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として奈良県に帰属します。ただし、契約保証金を免除されている場合には、解除違約金として契約金額の100分の10に相当する額を奈良県に納付するものとします。

(3) 本県入札に関する一切の費用は、入札者の負担とします。

(4) 目的外使用の禁止

この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた入札関連の文書を、本県入札及び契約等以外の目的に使用してはいけません。

(5) 入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(6) 暴力団排除条例に伴う留意事項

契約締結までに落札者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

① 落札者の役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団

員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ③ 落札者の役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④ 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤ 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、奈良県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- ⑧ 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届出なかったとき。契約締結後、契約の相手方が①から⑧のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除します。また、契約を解除した場合は、損害賠償請求を行います。

(7) 辞退

参加申込後に申込みを辞退する場合には、辞退届（様式任意）を提出してください。

また、所定の期間に入札のない者は入札参加の辞退とみなします。

(8) 契約の解除

契約締結後であっても、提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、正当な理由なく一定期間履行しない場合、及び契約の相手方が上記（6）①から⑧のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除します。

また、契約を解除した場合は、損害賠償請求を行います。

(9) その他

この入札説明書に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年4月法律第67号）、同法施行令（昭和22年5月政令第16号）、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に従うものとします。

16 入札の停止

天災その他やむを得ない事由により、入札又は開札を行うことができないときは、中止又は延期することがあります。この場合における損害は、奈良県は補償しません。

1.7 交付書類

- ①競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）
- ②契約実績確認書（様式2）
- ③入札説明書及び仕様書に関する質問書（様式3）
- ④委任状（様式4）
- ⑤入札書（様式5）

別紙 入札書封筒記載例

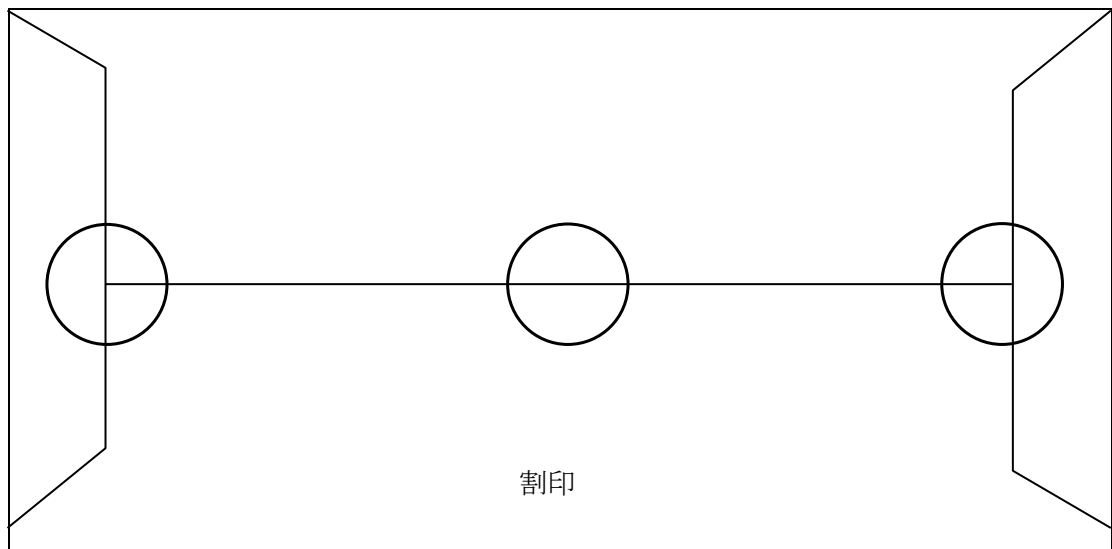
封筒表面

(再) 全国障害者スポーツ大会選手団派遣等事業 入札書 (初度入札) 在中

株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○ ○○

※縦書き・横書きのどちらでも可能。

封筒裏面



封緘後、封筒の貼り合わせ部分3ヵ所に代表者印(委任状の提出をした代理人が応札する場合は代理人の印)で割印してください。

